

第2回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成19年2月9日(金) 午後2時30分から午後5時00分まで
- (2) 場 所 県庁本庁舎2階 第一特別委員会室
- (3) 出席者
 - ア 委 員
清水修二(委員長) 安齋勇雄 江川和弥 小川静子 北川圭子 佐々木廣充
須田光江 田崎由子 羽田則男
 - イ 県 側
総務部長 総務部政策監 総務部参事(入札等制度改革プロジェクトチーム副主任)
総務部総務予算参事 人事参事 行政経営参事 農林検査参事 建設行政参事
総務部総務予算主幹 建設行政主幹
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 委嘱状交付
 - ウ 議事
 - (ア) 審議事項
 - a 条件付一般競争入札について
 - (a) 郵便入札について
 - (b) 事後審査方式について
 - b 格付要件・地域要件について
 - c 退職職員の再就職に関する取扱いについて
 - d 契約事務改善の基本的方針(改定案)について
 - e 福島県入札制度等監視委員会への報告事項に係る資料等の見直しについて
 - (イ) 各委員の意見交換
 - (ウ) その他
 - エ 閉会

2 発言内容

【総務部総務予算主幹】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回入札制度等監視委員会を開会します。
はじめに、羽田委員への委嘱状の交付を行います。

恐縮でございますが、羽田委員におきましては、その場で委嘱状をお受け取りいただきますようお願いをいたします。

(委嘱状交付)

それでは、議事進行につきましては、清水委員長よろしく申し上げます。

【清水委員長】

皆さん、こんにちは。

御苦勞様でございます。

今日は5時まで2時間半、時間を取っております。

議題は手元にあるようなものでございまして、すべて審議事項です。

前回、審議の進行については、効率よく行うようにという指摘がございました。

前は、一通り説明してから審議ということにしましたけれども、今回、1件ずつ片付けていきたいという風に思っております。

なお、佐々木さんの方から条例の在り方に関する意見が、委員の方に提出されております。

条例をどういう風に作っていくかということに関するこの委員会の意見に関しましては(2)の意見交換の中で時間を取って行いたいと思います。

それでは早速、審議事項の最初の部分、「条件付一般競争入札について」、中身は郵便入札と事後審査方式についてということのようでございます。

説明をしてください。

説明はできるだけポイントを押さえて、簡潔にお願いします。

【行政経営参事】

(資料1から資料3により説明)

【清水委員長】

郵便入札とそれから事後審査方式についての当局からの提案でございますけれども、何か質問ございませんか。

事後審査方式の1枚目、落札候補者3番目までの者を公表すると書いてありますが、公表というのはどういう手順で公表するんですか。

【総務部総務予算主幹】

落札候補者の公表でございますが、公表という形につきましては、例えばインターネットのホームページ等で公表します。

【清水委員長】

いわゆる世間一般に公表することですね。

【総務部総務予算主幹】

そういうことです。

【清水委員長】

ほかに質問はございませんか。

なければどうぞ、御意見。

まずは郵便入札に関して、いかかでしょうか。

1つ問題になり得るのが立会人のことですけれども、県職員が立ち会いをするということで、これは差し支えないと御判断されますか。

ちなみに、くじ引きというのはどういう方法で行われるのでしょうか。

【建設行政参事】

くじ引きにもいろいろあると思うんですけれども、×を付けた札を、県職員の立ち会いの者に引いてもらうということを、今のところ想定しています。

【清水委員長】

決まったやり方があるわけではないんですか。

今までもやっていますよね。

【建設行政参事】

それぞれの建設事務所で今やっておりますので、その辺は実態を見ながら検討することになります。

【清水委員長】

一律ではないんですか。

【総務部総務予算参事】

一律の方法までは定めておりませんが、くじ引きの際には、くじを引く順序を定めるくじを一回引いて、二度目に本番のくじ引きをするのが一般的です。

【清水委員長】

郵便入札については、これでよろしいということで、次の事後審査方式に関しては、いかがでしょうか。

特に意見を求められておりますのは、上の方に困っております、再苦情の申立てがあった場合に、入札の手続を中断するか続行するかということに関しての判断です。

再苦情というのは、要するに不服申立てがあって、こっちの窓口ではダメだと言った時に、それでも承服できないという場合に、この委員会が審査することになっているわけです。

そういう手続をしている間に、入札というものをストップすべきなのかどうかということでもあります。

【佐々木委員】

従前の例は、3日以内に申立てをして、7日以内に結果を出すということですがけれども、そうしたら、審査における期間としては、10日程度しか予定していませんよね、その程度を待てないという理由は何かあるのですか。

早い期間で結論を出すようになっていたと思いましたが。

福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領ですか。

それによると、たしか、再苦情の申立てを受けた日から起算して3日以内に提出し、その日から7日以内に結論を出すということになっていたようなんですけれど。

【清水委員長】

10日間待たせることはできないんですか、ということになりますね。

【佐々木委員】

第3位までしか落札候補者が発生しないとすれば、特に問題はないように思うんですが。

【建設行政参事】

7日以内にその申立てを却下することができるということで、実際にその審査とか審議の期間について定めたものではないと解釈しています。

実際に審議の期間について、どのくらい程度かかるかというのは、その案件ごとによっていろいろ出てくるのかなと考えております。

【清水委員長】

ちょっとよくわからなかったですね。

【建設行政参事】

第7条につきましては、再苦情の申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情申立書を受け付けした日から7日以内にその申立てを却下することができるということで、いわゆる、明確に申立ての資格要件がない場合とかに、7日以内に却下することができるということで、実際の内容審査につきましてはの定めではありません。

案件によっては1カ月ほどかかるものもあるのかなという風に思います。

【佐々木委員】

まず、これ見てほしいんですが、6条で再苦情に対する回答があって、委員会の審議の報告があった時から7日以内、審議の結果までの期間は定めてないという主旨ですか、今のお話は。

【建設行政参事】

そうです。

【佐々木委員】

そうすると、入札制度等監視委員会設置要綱第7条で50日以内に報告して、それから7日と、最長60日ということなんですか。

それでよろしいですか。

【安齋委員】

再苦情の申立てのあった日から概ね50日以内と書いてあります。

【佐々木委員】

そのように書いてある。

【清水委員長】

相当日数を要するケースがあり得るわけですね。

【安齋委員】

実際あったんですか。

【建設行政参事】

今までは、監視委員会の方で再苦情処理したものはありません。

【清水委員長】

3年近くやってますけれど、1件もありません。

当局の見通しでは、事後審査方式にすれば、不適格ということで、後から出ることはないだろうと、そういう可能性は非常にレアであるという判断だと思います。

佐々木さん、やっぱり先ほどのあれでよろしいんですね。

【佐々木委員】

はい。

【安齋委員】

出納局でやってる苦情検討委員会、あちらの方も今までクレームはなかったですね。

【建設行政参事】

出納局の方は、ないという風に聞いております。

【清水委員長】

それは入札とは別なんですか。

【安齋委員】

W T Oの関係での検討委員会があるんです。

これと委員会が似ているので、私は統合にした方がいいんじゃないかと、そういう風に思っているんですけど、今回の条例では入っていない。

ちなみに調べたら、宮城県は一緒になってますね。

ここに書いてある適正化委員会ですか。

そっちの方でW T Oの方の案件も処理してます。

【清水委員長】

こういう案でよろしいでしょうかね。

結果を待たせておく間にトラブルが起こる可能性がありますので。

この件、原案どおり了承ということで処理したいと思います。

第1の議題はこれで終わりですね。

次に2番目、「格付要件・地域要件について」です。

これは、かなり内容がたくさんありまして、非常に重要な案件になります。

ですから、今日必ずしも結論は出なくても、次回に継続ということになってもやむを得ないと思っております。

では、説明の方、よろしく申し上げます。

【行政経営参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

質問をお出しいただきたいと思います。

新しい委員の方、どうぞ遠慮なく質問を出していただきたいと思います。

【北川委員】

2ページの「競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行う」の不断というのはどの程度の割合で行うものなののでしょうか。

それから、例えば、1億の工事を発注をする場合には、大体が今までのSだとかAだとかになるかと思うんですけども、仮に、木造という条件で発注した場合に、木造の技術に特に長けているというような、そのようなことが、客観点としての点数配分になっていくのでしょうか。

そういった技術面の考慮というのはどうなんでしょうか。

【清水委員長】

これまで、格付の見直しというのは、どれくらい行われてきたのかという質問が1つですね。どうですか。

【建設行政参事】

格付につきましては、いわゆる有資格者名簿、その名簿が、2年に1回、今の名簿ですと、17年度と18年度の工事の有資格者名簿ということで作っております。

ですから、基本的に2年に1回、格付についての見直しを図っている、ということで御了解いただきたいと思います。

【清水委員長】

もう1つ、格付をする場合に特殊な技術に長けている、そういったものは考慮されているかということについては。

【総務部参事(プロジェクトチーム副主任)】

格付については、今申し上げたとおりなんですが、その中で、例えば、4ページの下に書いてある中で、木造という限定で建築を見た場合でも、十分県内業者の中で業者数は確保されると思いますので、建築、木造ということだけで、それを条件にすることはないと考えております。

【北川委員】

木造というのは、1つの事例で申しただけです。

全部点数制になってしまうと、特殊技術というものが育っていかないのではないかと懸念から、木造を一例で上げただけです。

何で申し上げるかということCランクに入ってたところは、常にCからBに上がれない、BからAに上がれないなんていう事象が起こると、それが一番困るわけで、そんなことも含めまして、何かその地域性の考慮ということができないのかと思って、質問させていただいたんですが。

【清水委員長】

わかりました。

その件は、そういった問題提起があったということで、確認しておきたいと。

総合評価というのをね、入れていくという手が1つあるわけです。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

例えばC、Dから上がれないとのお話でしたが、福島県、主観点を付加しておりますので、努力している企業によっては、当然、C又はBに上がっていきけるのではないかと考えてます。

【清水委員長】

主観点というカテゴリーにそれが入っているという御説明ですね。

一応、問題提起として受け止めておきましょう。

【田崎委員】

10ページのところですが、どうしても中通りが中間地点で、県境よりは中通りの方が隣接するということで、さらに3つに区分するということなんですが、ちょっとここを説明していただきたいなと思います。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

ほかの管内と違いまして、県中管内はすべての管内に隣接しております。

そうしますと、ものすごく参加する機会が多くなってしまいます。

そういう意味で、他の管内から比べると、非常に不公平という考え方がありまして、県中管内は郡山と三春とそれから須賀川・石川という、今もこういう考えで実行しておりますので、それを準用して、県中のこの3つの管内から外に出ていく場合には、先ほどカラーでお示しいたしましたように、例えば、県南については、県中すべてが県南にいけるわけではなく、須賀川・石川という県南に隣接している管内に限定させていただいたということでございます。

【清水委員長】

このカラーの方の地図で、三管内といいながら、4つだったり3つだったりしてますね、そのところを説明してください。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

例えば、県中の（郡山）管内という4つの図の右上でございますが、赤がですね、県中の郡山管内で発注しようとする場合です。

その場合は、当然、郡山から発注しますので、この場合は、先ほど申し上げました須賀川・石川と三春、これは1つとして県中管内とみなします。

そのほかに、会津若松管内と喜多方管内と県北管内という、この3つの管内を該当させるということでございまして、そのほか、例えば、三春も同じように、須賀川も同じようにですが、左上の図ですが、県北管内の発注隣接管内は、県北は分けておりませんので、例えば、喜多方と相双と県中なんですが、先ほど申し上げました県中は、この場合は、隣接している県中でも郡山管内と三春管内だけに限定させていただきます。

【清水委員長】

3という数字に意味はないということですか。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

管内としては、県中1管内なんですが、県中を3つに分けましたので、こういう風な表現をさせていただきます。

【田崎委員】

そうしますと、その地域のとにかく周りはすべて含むと考えたらよろしいですか。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

12ページの地域要件を設定した場合の管内の業者の数とも連動するわけなんですけど、5ページをお開きいただければと思います。

これが現在の業者数なんですけど、県北管内、県中管内、このようになってます。

県中管内は347者合計でございます。

この3つの管内に分けてございまして、県中管内には、図面で御覧になるとお分かりのとおり、すべてに県中が接しておりますので、もう一度申し上げますが、これらを郡山、三春、須賀川・石川に分けて、それらから出ていっていただくということでございます。

【総務部長】

補足させていただきますが、基本的には3建設事務所に隣接しているという3です。

ですけれども、県中の場合には、業者数が347と他地域と比べて圧倒的に数が多いということ、他管内から発注される場合に、その隣接として入っていくところが、極めて多くなってしまうということがあるため、県中建設事務所が隣接する場合にあっては、遠いところを除外するという考えでやっております。

ですから、二色で塗るというよりは、白い色で抜いているとお考えいただきたいと思います。

【清水委員長】

だいたいわかりました。

いかがですか、田崎さん、まだ腑に落ちない。

【田崎委員】

何となくわかったような気はするんですけど、どうしても発注が集中する地域があったとした場合に、入れない地域が、もしかしたら多くなるのではないかなという気がしてます。

実際に、地域要件に入らないところが、もしかしたら出てくるのかなという考えがあるんです。

例えば、南会津の方ですと、隣接するところは限られるわけですよ、そうなった時に、地域要件から、該当しなくなってしまうんじゃないかと。

【清水委員長】

チャンスがね、限定されてしまう地域が出てくるんじゃないかと。

わかりましたこれちょっと論点として控えておきましょう。

ほかに、御意見でも構いませんが。

小川さんどうぞ。

【小川委員】

7ページの新たな格付と入札参加可能範囲の設定のところ、非常に難しく、イメージがわからないんですけど、Bのランクの業者で、従来は参加できたところが、新しい格付では参加できないというのは、1億円にラインができるので参加できない。

そうすると、この業者に該当するのは111者、それから、Cの業者の中で、新しい格付になると参加できないのが258者あるんですけども、この業者さんたちが、現実にそれで不利益を被るようなことが可能性として少ないのかどうか、そこを確認したいと思います。

【行政経営参事】

新しいBランクの上側の部分、今まで2億まで入れたのに、1億しか入れない、それから、新しいCランクの上位の部分が5千万まで入れたのに、入れないということで、そこは十分検討させていただきました。

結果を申し上げますと、従来こういった業者さん、どこまで今まで受注していたかという部分でございますが、Bの上側の方はすべて1億未満で受注、それ以上は受注されていない。

それからCランクの上側の部分も2千7百万、8百万が最高受注額であったということでございますので、そういった意味で、現状からすると、十分参加可能な範囲で設定させていただいたということになっているかと思っております。

【清水委員長】

実績を調べた上でやったという説明でしょう。

【小川委員】

わかりました。

【安齋委員】

格付の件でお聞きしますけれども、検証委員会の時も申し上げましたけれども、主観点はプラスだけでなく、マイナスの面も考えてほしいと。

例えば、談合に参加した業者に指名停止を例えば2年間やりませぬけれども、2年間過ぎても、例えばマイナス80点とか50点とかを、さらに1年とか2年間続けるという意味の制裁は加えてほしいという意味でマイナス面も考えてほしいと申し上げたんですが、それは入っていませんか。

【建設行政参事】

先ほど主観点の点数の中で、例えば、1月未満の指名停止を受けたものは、マイナス10点、6月以上指名停止を受けたものについては、マイナス50点とか、あと営業停止処分につきましても、やはりマイナス点で評価をしております。

【行政経営参事】

検証委員会の方でそういった御提言、十分私どもも受け止めておりますが、先ほど申し上げたように2年に1回見直しをしています。

今回19年度からスタートする分については、既に17年度、18年度にかけて各業者さんに、こういう基準でやりますという公告をして、書類を出していただいておりますので、途中でルール変更はなかなか難しいですので、次回見直しの際に、十分そういったものを考慮したいと考えてございます。

【清水委員長】

はい、ほかにいかかでしょうか。

【江川委員】

やはり格付のところで教えてほしいんですけど、主観点のところでは工事成績というのがございますよね、この工事成績というのは、どなたがこの成績を出されるのか、誰がそれを評価されるのかということ、教えて欲しいんですけど。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

三段階に分かれておりまして、第1評定者が監督員、第2評定者が課長になります。

それから、最後に検査員が評定を行いまして、それらの全体の配分で合計点になります。

すべて福島県職員が評価しております。

【清水委員長】

実際、何をみて、どう評価するのかということは、細かくみてないとわかりませんね。

【羽田委員】

先ほどの三管内でお尋ねしたいと思っておりますけれども、県中が3つあって理解できないんで、別として、色が染まっているのがチャンスというか参加が認められるということなんでしょうけれども、色が染まっているのを調べたら、県北が5回、喜多方が4回、いわきは5回、南会津、相双、会津は4回なんです。

この部分でチャンスが減るわけですけども、ここのところもう少しきちんと整理していかないと、三管内といっても説明しないとだめだとか、チャンスがほかの地域より多いとか、やっぱりそれは不公平じゃないのかなと思うので、その辺の説明をお願いしたいと思うんですけど。

【清水委員長】

田崎さんのと同じ疑問だと思うんですけども。

どうでしょう、今の段階で何か補足することがあれば。

【行政経営参事】

今の話は、事業の受注の期待値をある程度均等にしたらどうかといったお正しかと思います。

それについて、今、どういう風にそれを表していったらいいのかも含めて、ちょっと時間をいただきたいと思います。

受注額で考えるのか、参加できる回数でカウントするのか、いろいろあると思いますんで、そこも含めて、ちょっと引き取らせていただいて検討させていただきたいと思います。

【須田委員】

「基準点数に20%加算して」と書いてありますが、20%というのはどういうわけでの

20%が出たんでしょうか。

30でもいいのか、10でもいいのか、この20%という基準がわからないので、教えてください。

【清水委員長】

上位ランクへの参入のラインですね。

【安齋委員】

ランクによってあったばらつきをなくすためにどうするかということで、逆算したら20%になった。

それだけの話でしょ。

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

格付と発注は、先ほど申し上げました、あくまでも標準でございまして、例えば、今、安齋委員がおっしゃったような場合とか、そのほか、いろいろな問題が起きてきた場合に、その下の基準点数に20%を加算して得た数字が直近上位の、先ほどのものに達するものについては、通常の指名の範囲外であっても指名してもいいですよという運用基準がございまして、そこからやっております。

【清水委員長】

それは、あれじゃないですか。

指名しようとした時に、十分なその

【総務部参事（プロジェクトチーム副主任）】

指名業者の数が確保できなかった場合とか、そういうことでございます。

【清水委員長】

少し追加するというケースが生じるわけですね。

経験的に20%ぐらいということであれば、妥当だということなんでしょう。

【佐々木委員】

方部別でやっているところの関係でいうと、方部別の受注高というのは、調査されているんですか。

例えば3年間。

実際に、どこに工事があるかというのも、先ほど言った振り分けする時の根拠になるかと思うので、それは、資料かなんかはあるんですか。

【行政経営参事】

今、手元にございませんで、先ほど申し上げましたように、そういうものの考え方、期待値をどういう風に捉えるのかも含めて、改めて検討せてさせていただきます、資料も調整させていただきます。

【清水委員長】

方部別でやった場合にどうなるのかということですね。

【佐々木委員】

このとおりにやれば工事額が非常に多いとか、そういうところがあるのかどうかよく分からないので。

【清水委員長】

私の方から教えていただきたいんですが、6ページですが、ランクの数を増やすと事務の複雑化、受注者側の混乱と書いてありますけれども、これを教えてください。

【行政経営参事】

7ページを見ていただきたいんですが、ランクとその金額は連動しておりますので、ランクをもっと刻んでいくと、どこまでの事業者が、どこまでの範囲でやっていくかという金額のラインもやはりもう少し再区分していかなくてはならなくなるとか、もっと範囲を広げていくのかというのがいろいろございまして、あまりランクの数を多くすぎますと、いろんな刻みがです、1億円、2億円、3億円の刻みがなかなか難しいのと、後は地域要件の方にもかぶってきまして、業者の確保ができるのか、事業者も今まで大体4ランクくらいのクラス分けでやってきておりますので、今まで経営審査事項、2年間に1編見直している中で、今回、ランクの数を多くするというルール変更もいかなものか、事業者側でも手間でもあるのかなというこ

とで、記載をさせていただいています。

【小川委員】

数的には、そんなにかと思うんですが、今回の7ページの、1千万未満の地域の中小企業に配慮して、新たなAランクは参加しないことを提案するという事は、非常にいいことだと思うんですけども、参考に、今まで、Sランク、Aランクの上部の方、121者が、特殊とか緊急で受注してたような数字というのがどれくらいあるのか、もし、わかったら、次回でもいいですんで、教えていただきたいと思います。

【行政経営参事】

次回にお示しさせていただきます。

【清水委員長】

じゃあ、いくつか論点が出ましたんで、繰り返しませんけれども、ひとつよろしく願います。

この件は、大変なテーマですから、少し時間をおいて、次回、再検討をしたいと思ってます。

ここで、この件は終わりました、次にウの「退職職員の再就職に関する取扱いについて」、ですが、前回途中でありましたので、改めて補足いただければと思います。

【行政経営参事】

(資料5により説明)

【清水委員長】

いかがでしょうか、質問御意見。

よろしいですか。

公表されて困るような事業者は、受けられないという風に判断すれば、よかろうと思います。

【安齋委員】

天下りはなくなりますから。

【清水委員長】

じゃあ、よろしゅうございますね。

この件は、了承ということで、終わります。

次、「契約事務改善の基本的方針(改定案)について」、例の10万円の件です。

説明をお願いします。

【行政経営参事】

(資料6により説明)

【清水委員長】

50万未満となっていたのが、10万円未満ということで、単独随契の範囲を縮小するということなんです。

数字については、佐々木さんどうですか。

【佐々木委員】

だいたいわかりました。

1件と数えるのは、どういう風に数えるのですか。

【行政経営参事】

1件というのは、契約ごとに1件です。

例えば、何かの物品を買うものについて1件。

処理の件数という風に捉えてもらっていいです。

売買単位です。

【佐々木委員】

簡単に言うと、同一業者で、同一部署で、実は5万円なんだけれども、年間通すと100万円なんていうことがあるのかどうかということが問題だと思ったんで、それを聞いただけです。

【総務部総務予算参事】

あくまで、契約ベース、支払いベースでの1件です。

今のようなもので、例えば、繰り返し購入するようなものについては、単価契約というような方法があって、毎月使用したガソリンとかについては、月1回の請求で払うという場合があります。

この場合は、月1回の支払いが1件となります。

【清水委員長】

例えば、文房具、消耗品を買う時にね、一定の文房具屋さんからではなくて、業者さんを分散させるというようなことは、意識的にやっておられるわけですね。

【総務部総務予算参事】

物品につきましては、ある程度各部局共通の形で需要が出てきますので、相当の物品について単価契約となっております。

発注の都度、年度で決めた、例えばボールペンについては、どここの業者が1年間納入するというような形で決まっております。

その業者と単価については、入札で決定しております。

【清水委員長】

江川さん、何か御意見はありません。

NPOの立場で何か。

【江川委員】

これは、企画入札も含むということで、企画コンペも含むという風に理解しておりますので、NPOなんかの場合、ほとんど価格ではなくて、企画内容になってしまいますので、その辺の審査項目だけきちっとしていただければ、我々の方は問題ありません。

【行政経営参事】

資料6の2ページを見ていただきたいんですが、2ページの(1)イというところで、結果的に単独随意契約になりますが、その前段として企画競争、いわゆる企画コンペとか公募などの競争性のある随意契約についても、きっちり在り方を含めて検討して、そういったものもいわゆる競争性のある契約だという位置付けにしたいと思います。

【清水委員長】

この場合、いわゆる地域要件というのは。

【行政経営参事】

企画コンペの場合、地域要件というのは付した例はあまりないので、事業の企画コンペについては、一般的に大体県内一円とか、場合によっては県外まで広げる場合もありますけれど、そういった狭いエリアではあまり考えられない例なのかもしれません。

実はですね、県の方で、今年度いっぱい、NPO等との協働推進アクションプログラムというものをやっております、そこで具体的に、そのやり方も含めて、県としていろいろ今検討しているようなところでございますので、そういったところと連動を図りながら、我々も契約事務の改善を図っていききたいという風に思っております。

【清水委員長】

これから、市場化テストが入ってくると、入札というのは、新たな展開になりますよね。

【行政経営参事】

市場化テストにつきましても、私ども、官民競争入札法ができておまして、国の方もスタートしましたので、私どもの方もいずれは避けて通れないのかなと思ってございますが、実は今日、この会議の前に、県の業務改革部会、行財政改革推進本部の部会があって、その際にも、話したんですが、当面、まず、アウトソーシングの推進、アウトソーシングというのを進めていって、その中で官民競争については、国の動向を見極めながら、どうするのかも含めて検討したいということで考えてございまして、我々、まず直接県でやらなくてもいい事業については、NPOの方々とかそういった事業者の方々にアウトソーシングをする、そこをまずは整理させていただいて、あともう一方で、契約事務の改善の方で、随意契約を見直してなるべく競争性の高い方式に移行する、そういった改革をまず先行させた上でですね、官民競争をどうするのかということについても段階的に検討したいと考えておまして、ちょっと短期的な課題で、すぐ官民競争入札に行くかということ、今のところ準備が整わないという状況でございます。

【江川委員】

例えば、こういうケースはどうなんでしょうかね。

我々、NPOの場合なんかですと、県の方で仕様が決まっていない事業というのがあるんですね。

県との協働事業とかでは、一緒に仕様を決めていって、一緒に事業を作っていくわけですね。

一緒に事業内容を作っていくって、その事業を実行するのは企画入札だよという風になってしまえば、じゃあ、一緒に作ったNPOは一体何のために作ったんだという話にはなるんですが、こういう時どうなのでしょうね。

【行政経営参事】

我々もアウトソーシング関係で、NPOの方々と個別に議論をさせていただいている際に、そういった話が出ております。

今、アウトソーシング実行計画の中で、もう一方の柱として、県民提案型アウトソーシングというものを検討しているところでございます。

それはまさしく江川委員がおっしゃるように、企画段階から、何をするのか、どういう手法でやるのか、そういったものを含めて御提案いただいて、良ければそういったものを採用してその方にやっていただく方式をとれないかということで検討してございますので、具体的なやり方については19年度試行段階で何例か例を上げてやってみたいと思っておりますので、そういう中で、今、江川委員がおっしゃた問題等についても、十分検討してまいりたいと思っております。

【清水委員長】

NPOについては、やっぱり育てる観点がないとね、なかなかきつい現状はありますね。

かなりNPOの数は増えてきましたけれども、特に、財政的になかなか確立するのは難しいですね。

【羽田委員】

1つお聞きをしたいのは、10万円未満ということですが、これの決裁者はどのクラスになるのか、お聞きをしたいというのが1つと、それから、10万円未満であればこういうことで、少額、事務、業者云々という理由があるようなんですけれど、それにもかかわらずガイドラインを作るということであれば、逆に、この機会ですから、トータルすれば18億くらいの金額になるわけですよ、1件1件は小さくても、県の予算を考えれば、だとすれば思い切って全部やると、この金額だからいいでしょうとっているのに、ガイドラインを作らなくちゃいけない、決裁者というのは、おそらく管理職なんだろうから、そこは判断できるのに、ガイドラインまで作って、その少額のものというのであれば、この機会に思い切って、全部入札ということも、スタートですから、そのくらいの気構えがあってもいいのかなと思っております。

【清水委員長】

随意契約そのものを全廃するという形ですか。

【行政経営参事】

まさにガイドラインの位置付けでございますが、10万円未満を単独随契でいいということをした上で、ガイドラインなんてつくるとかという話なんだろうけれども、このガイドラインは、競争性を確保するために、どういう方式をとるか、先ほど言ったように企画コンペのやり方とかですね、そういったものをすべて含めて随契を競争性を高める観点で10万円以上のものについて、どういう方式、手法をとっていくかというガイドラインでございまして、10万円未満は、そういった先ほど事務の効率性と申しましたが、そういった観点から、単独随契でやらせていただきたいという主旨でございます。

1点申しますと、事務コストがかかるわけでございます。

8万4千件、単純に見積書を取ったり、いろいろなやりとりするのに、1件当たり30分程度かかったとすると、こちら側でだいたい8千万くらいコストがかかる、事業者の方にも8千万位のコストがかかる、そういうコストを吸収するためには、やっぱり18億ですから、1億6000万、1億7、8000万ですから、だいたい1割くらい単価が下がらないとコストが吸収できない。

コストを吸収しても事業者の御負担がそのまま残るところがありますし、平均2万2千円くらいの額のところで10%のコストダウンというのは可能なかどうか、そういうところを考えますと、できればですね、事務コスト等を勘案した上で、10万円未満で見積書を徴するということにはなるべくなら避けて、事業者の方の御負担なんかも含めて、できれば、御勘

弁願いたいというのが、我々の正直なところでございます。

【総務部総務予算参事】

決裁につきましては、本庁の場合ですと、各部の主管グループ参事になっております。出先ですと、それぞれ建設事務所長とかが契約権者となっております。

【安齋委員】

1月の末ですか、国の方の指導で随意契約の見直しというのができて、その中では、確か6割程度を国の方で随意契約を見直して一般競争入札等に移行しなさいと、それに従って地方公共団体も同じようにしなさいという指導がありますので、それを踏まえれば、ここで96.1%、金額でカバーできるので、私はこれで十分じゃないかなと思います。

逆に言えば、国の指導をさらに上回っているということでもあります。

【清水委員長】

随意契約を全部入札というのは、私もちょっとコストがかかり過ぎると思うし、随契は随契の良さというものが全然ないわけではないと思ってまして、競争すればいいということには必ずしもならないと思ってます。

【安齋委員】

もう1つ追加しますと、検証委員会の方の議題で、条件付一般競争入札を導入する議論の中で、指名競争入札を全廃という形で出たんです。

じゃあ残り、公共工事だと250万円以下は随意契約ができるという国の規則がありますので、それをどう対応するかということで揉めたんですが、それは逆に指名競争入札を止める代わりに、随意契約の途を残そうということで議論がされましたので、随意契約をさらにこの議題で展開というわけにはいかないと思うんです。

【清水委員長】

随契を柔軟に運用するという形で、指名を全廃することに伴う問題をクリアしたいというような話は、検証委員会でしたんですね。

ということですが、どうでしょう羽田さん、よろしゅうございますか。

【羽田委員】

はい。

【清水委員長】

本年度中に検討するというのが、提起されておりますけれど、この点を踏まえて、この提案で了解ということで、よろしゅうございますか。

(特に異議なし)

それでは、そのようにいたします。

それでは、オの「福島県入札制度等監視委員会への報告事項に係る資料等の見直しについて」

この件は、この間、十分時間がありませんでした。

何か補足があれば。

【行政経営参事】

資料7、特に補足はございません。

1ページの特に(2)、抽出データでもし何か追加があれば、そのような御指示をいただきたいというのが1点と、個別事案の抽出方法について、当委員会の方で十分御審議いただければと思ってございます。

【清水委員長】

前に説明しましたけれど、5人の委員の時には、委員がアイウエオ順で、一応無作為抽出ということにはなっておりますけれど、これはというものを選んで、チェックするということに留まっておりましたが、もう少し綿密に、検討に値するようなケースを抽出するそういうシステムにしたいということなんです。

あと、個別案件だけではなくて、全体のようにすがわかるようなデータも出していただくという提案なんです。

いかがでしょうね。

【安齋委員】

5件程度というのは、1年で5件だけチェックするということですか、それとも1回の委員

会で5件やるということですか。

【建設行政参事】

1回の委員会です。

今まで定例会は年3回ということでやっておりましたので、その1回当たりです。

【清水委員長】

この件については、年3回で5件ずつ、合計15件ということです。

ただ、この委員会が、年3回という、今までどおりの開催サイクルを続けるかどうかというのはまた別問題でありまして、もっと回数を増やさなきゃいけないのではないかとということもあります。

【行政経営参事】

後ほどの議論にもちょっとかかわってきますけれども、当面今、考えてございますのは、制度改革をするため、具体的な制度設計について御議論いただきますし、制度が走り始まって、常に検証、チェックをしながらPDCAサイクルを回していきたいと思っておりますので、これまで年3回くらいなんです、回数の方は委員長とも協議させていただきたいと思っておりますが、いろんな運用状況のチェックなり、それから後ほど談合情報の話も出てきますが、そういった検証等もございまして、相当程度やっていただくということで考えてございます。

個別案件の抽出審議については、我々としては、今のところ通常ベースの3回の方法でいかがかということはあると思いますが、その回数につきましても委員会の方で、御議論いただければ大変ありがたいと思っております。

【清水委員長】

これからテーマを設けて、制度改革をするわけですから、そうした結果がどうであるかというのがわかるようなデータを集中的にチェックするという方法が有効なんじゃないかと思っております。

このようなことで、よろしゅうございますか。

(特に異議なし)

それでは、この件も、提案どおり了解ということにさせていただきます。

そこで、議事の2、各委員の意見交換ということなんです、談合に関して、この委員会が調査権限を持つと、そのために条例設置という格上げをするということは、確認されていると思っておりますけど、これに関して、どのような内容の条例をつくるべきなのかということに関連して、この委員会としての意見を述べた方がよいという佐々木委員からの提起がありまして、この件について、ここで協議をしたいと思っておりますが、どうですか、佐々木さんから直接まず、問題提起をいただいた方が早いでしょう。

【佐々木委員】

問題提起をしたのは、まず、私が今年の4月に就任をしたんですが、その際に、18年1月19日の当時の福島県入札監視委員会の議事録を配付していただいて、それを読ませてもらったんですが、その際の報告事項の3というのは、当時の談合情報への対応状況についてという議事録でございました。

当時おられた委員の方も何名かおられるわけですが、3件の情報があったということで、これについては、御承知のとおり、談合情報に関しては、福島県談合情報処理要領というのがありますので、おそらくそれに基づいて、当時の担当部の方が行ったと思うんですが、質疑応答をみますと、30分ほど事情を聞いたとか、役員から聞いた、というようなことがあるんですが、実は、委員会の議事録を見ると談合情報は、結局非常にかなりの確率で当たっている、正しい情報提供があったのではないかとということだと思っておりますが、提供者に会って事情聴取をしましたか、という質問について、答えとしては、聴くことはできますが、言うか言わないかは相手の問題なので聴きませんということで、結局何もしてないということなんです。

この委員会の権限としては、皆さん知っている設置要綱によると、談合に関しては、単に県の機関から報告を受けることというだけですから、じゃあどうもおかしいなと皆さん思っている、それじゃしょうがないですねということで実は終わって、これは監視委員会としての機能を果たしているのかということが、4月以降、私が就任してからも、多少議論になっていたということがありました。

本来は、今回昨年の暮れにこういう問題が起きたわけですから、このような談合情報についても、本来は独自に調査をして、結果的にみると、本当は談合だったんじゃないかというようなことも、調査してもおかしくないけど、たぶんそういう方法は絡めてないだろう。

ところがつい最近、新聞で報道ありましたけれど、確か皆さんも御存知だと思うんですけど、昨年の県警の郡山運転免許センターの件で、新聞報道しかわかりませんので、これをみると、同じように談合の情報が提供されたと、たまたま発注者が県警だったということもあるんですけど、談合情報の処理要領によれば、発注者が情報を受けた場合には、当面、発注者が事情を聴いたりすることができるということになってますので、どちらの方で聴いたのか分かりませんが、入札参加業者から談合情報について聴いたと、聴いた結果、新聞報道だと、いずれも談合を否定したんです。

問題は、要領によると、これもちょっと微妙なんですけれども、要領の例えば、事業聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応というのと、事業聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応、疑問があったとか、そういう中間的のは何もないんですね、前の議事要旨をみると、結局、聴いたところやってませんと言っている以上、これ以上はできません。

つまり、談合がなかったと認定をしたんだと。

でも、今度の県警の、少なくとも報道をされているのをみると、落札した業者などはいずれも談合を否定した、つまり、聴いただけでは、認定できなかった事例だと。

しかし、寄せられた情報が確度が高いから、談合は逆にあったと推定したんじゃないかと思うんですね。

その結果、落札業者を指名から外して、再度入札をしたと。

こういう結果をみると、多少運用の問題もあるかと思うんですが、やはり、今回、担当部署が変わったということは非常にいいことだと思ってるんですが、これらもですね、きちっと処理しないとまずいんじゃないかと。

今日、小川委員から出していただいた他県のやつがありますが、中で若干補足すると、この中に談合について明記されたものはないとあるんですが、ただ、権限規定としては少しあって、例えば岩手県の規定では、第7条で直接関係者を委員会が呼んで事情を聴くことができるし、例えば資料の提供を求めることができるという権限規定を設けているんですね。

これ、実際に、そういう風にすると我々大変なんですね、私も本当のことをいうと忙しいし、やだなと多少は思ってますが、この機会しか、こういうことをやっていく時がないんじゃないかと思っているんで、多少忙しくなっても、きちっとした権限規定、ほかの条例をみると、権限は定めていても、さすがにそれに対する、協力しなかったり、資料を提供しなかったときの罰則的なものは、定めているものはないようなんですが、少なくとも検討した方がいいんじゃないかと。

所管としての権限というのは、できるという規定がないと実際にはできないですね。

それから先ほど言った要領で定めていいのかどうかという、もう1つ問題があるんですが、少なくとも、現在ある要領についてもですね、福島県談合情報処理要領の中で、認められる場合と、認められない場合とあるんですが、疑わしい場合というのはちょっとないんで、あった方がいいのかなというのは内心は思ってます。

そういうことも踏まえて、条例にどこまで盛り込むのか、盛り込めないとしても、じゃあ、例えば今回郡山で起きた運転免許センターのような運用が可能だとすればですね、かなりやれるのではないかと思うんで、その辺をちょっと検討していただければいいんじゃないかなと。

それから、清水先生からちょっと資料としていただいた中にですね、談合情報を提供した業者、これについて、本来だといろいろ指名停止とかですね、いろいろな問題があるかと思えますし、また、制裁的な意味で言うと、損害金の問題もありますけども、これは、逆にですね、談合でこういうことありますと言った時には課さないということも一方でやったらどうですかと、委員長の論文をみますと、密告を推奨するようなものでどうのこうのと、密告を推奨する意味ではなくて、そういう枠組があると、やはり、やりにくいと。

そもそも談合をやると危険負担が非常に多くなるという意味で、そういう制度的な仕組みをつくっても別に問題ないんじゃないかと思うんで、それはちょっと検討してもらったらどうか

なと思ひまして、委員長の方に意見書を出したということです。

大体概略を言うとそんなところでは。

【清水委員長】

小川さん、資料を御用意いただきましたが、何かコメントありますか。

【小川委員】

各県調べてみました。

今までわかったところでは、条例化しているところはこの4県しか見当たりませんでした。

ほかのところは要綱設置で、まだ調べ切っていないところもありますけれど、その中でも、談合について詳しく書いていたのが、岩手県と宮城県だけだったということで、その中でも、どれだけ具体的に書いてあるのかを見ましたら、調査審議するというだけで、それ以上の詳細については、特に条例には載っておりませんでした。

それから、私も個人的には、やはり条例の中で調査審議するという、どこまで、じゃあ、この監視委員会でやれるのかということ、なかなかあまり権限というんですか、載ってしまうと、委員が10人しかいないところで、それも専属の職員ではございませんので、権限があれば義務も発生してきますので、難しいかなという思いはしております。

あとですね、談合のことではないんですけども、岩手県の条例の中で、清水先生の尊重義務というのは当然のことだと、敢えて文言で謳う必要はないではないかという疑問は投げかけておられますが、岩手県の2条の3のところ、「知事は、前項の規定に基づき委員会から意見が述べられたときは、その意見を尊重して必要な措置を講ずるものとする。」という、この文言が非常に良いと思ったものですから、これから条例化するときも、原案に是非入れていただきたいし、私たちの意見もどこかでそういうことで反映できるようなものにできないかなと思ひます。

【清水委員長】

私の方からですね、議論の整理をしたいと思ひておるんですけども、まず最初に、今、県が考えておられる条例というのが、どういうものなのかについては、この間、県の方とお話ししたところ、設置を定める条例に留まると、それはですね、こういう風に第何条というように並ぶものではなくて、ただ単にこの委員会の名前が、その条例によって設置される諸委員会の1つに加えられると、リストに名前が載るとのことだけのようであります。

そうではないんですか。

【行政経営参事】

条例のつくりだけ説明させていただきたいと思ひます。

附属機関の設置条例に規定された様々な附属機関がございます。

その条例の中で、その中の1つとして位置付けをされるというのが、まずあります。

その中に、所掌事務を明記させていただきます。

今、考えてございますのは、今現在の入札制度等監視委員会の所掌している事務3点ですね、1つは入札及び契約の適正化に関する重要事項ですね、これは制度設計に関わる部分、それから2つ目は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項、これは、抽出してチェックするところがございます、それから、入札及び契約に係る苦情に関する事項、それが3点目です。

それプラス入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議するというものをきちっと位置付けたいと思ひてます。

【清水委員長】

それは、入るわけですね。

【行政経営参事】

はい。

ですから、談合情報等の調査審議については、この委員会の機能としてやっていただくということは、明記したいと考えてございます。

併せて、申し上げますと、佐々木委員の方からその後の話の展開もございましたが、私どもも、明確に条例上、談合等についての調査審議をするという位置付けをした上で、先ほど、談合情報の処理要領についても、まだ、非常に不備な点がございますし、先ほど、いわゆるその

疑いがぬぐえないケースについてどうするか、そういった取扱いについても詳細に定めたいと思っておりますし、そういった点につきましては、次回に、できればお示しさせていただければ、大変ありがたいと思っております。

【清水委員長】

条例の案をですか。

【行政経営参事】

条例じゃなくて、要領です。

談合等について調査審議するという機能を条例上明確にします。

した上で、談合情報の処理要領については、佐々木委員御指摘のとおり、黒か白か、そのグレーなところでの判断というのをなかなかいままですてこなかった部分はございますが、やはり県としましても、いろいろ調査をしたけれども、完全に拭えないケースはどうするか、そういったところをやっぱり契約権者として、入札を止める、契約を止める、そういったところまで踏み出す必要があるのではないかという議論をしておりますので、そういったところも含めて処理要領も改正をしたいと考えておりますし、その中で監視委員会というところが、1つの調査の流れの中に入ってきて、そこで監視委員会の方で御判断をいただいて、県として、じゃあ、入札を止めるか、契約を止めるかというのを決定したいというようなフレームで、今のところ考えてございます。

それは次回、お時間をいただければ、お示しをさせていただいて、議論を進めたいと思っております。

もう1点、尊重義務の記載の点でございますが、確かに岩手県のところは、そういった記載がされてます。

福島県のつくりは、先ほど言いましたように、附属機関の設置条例1本で、各審議会ずらっと並んで主たる機能が書かれてございます。

表題が、地方自治法何条何項に基づいて、こういった調査機関を設置するということになってございます。

その地方自治体自体が、県並びに自治体の必要性で調査審議をお願いする機関を設置することになってますので、当然尊重義務というのは、発生するというようなつくりになってございますんで、書いてないから尊重しないということではなくて、当然、所要のものとして私どもは理解しておりますので、各県のつくりがいろいろ違う面がございますが、主旨は同じだということで、御理解いただきたいと思います。

【清水委員長】

はい、わかりました。

佐々木さんからの意見の中には、私の受け止め方では、非常に重要な指摘がありまして、つまり、この委員会が調査権を持って、疑わしい場合に業者を呼びつけて、それで聴き取りをしようとした時に、出てこないというような場合に、出てこいという命令を出す、あるいは、出てこない場合には、何らかの処罰を加えるというような権限が必要であると判断した場合には、条例でそのことを謳わなければいけないだろう。

それで、地方自治法の第14条第2項ですね、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」ということになっておりまして、つまり、業者に義務を課す、あるいは権利を制限するという場合には、それが条例に記載されていないとできないと。

ただですね、実際に、1度やった落札を取り消すとか、あるいは入札そのものを流すとか、あるいは入札の参加資格を剥奪するとか、そういうことをやっておるわけです。

それは既にやっておるわけですから、だからこれが権利の規制といいますか、剥奪、あるいは義務を課すというカテゴリーには入らないのかなと思ったりもするのです。

ですから、この委員会が、今後、入札に関する調査権を持った場合に、この委員会がどこまで処分というものを下すということができなのか、あるいは、あくまでここでは意見を出すだけで、処分を下すのはあくまでも知事であるという立場に立てば、この委員会が、そういう権限を持つという、そういう規定にはする必要がないと思えますし、通常はその手続をする範囲に留まるのであれば、特に、条例にそのことを謳う必要はないのかなと思ったりしているんで

す。

どうですか、佐々木委員。

【佐々木委員】

先ほど回答いただいたんですが、回答いただいた中で、岩手の条例でいうと第7条に意見の聴取などというのがあって、「委員会は、必要に応じて議事に関係を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。」、これ、対象が決まっていない関係者になっているんで、おそらくすべて入るんだろうと思うんですね。

少なくとも、権限規定は条例にまず置くのであるのかどうかということについての御回答がなかったんで、それをお聞きしたい。

先ほど委員長おっしゃたのは、ちょっと私と認識が違うんですけど、ただ実際上は、今回のように要領でやっていいかどうかという問題は、法律家として疑問はありますけれど、事実上、権限規定さえあれば、現実には、業者の方が事実上の不利益を受けるということがあったり、いろいろしますから、協力に応ずるとは思います。

義務規定がなくとも、最低、委員会ではできるという権限規定だけはないと、それはやっぱり難しいんで、ここのところは、譲れないなという感じは持ってます。

【清水委員長】

調査をする権限があれば、それだけでいいと。

【佐々木委員】

調査をすることができると、それに基づいて、今後は、知事に報告をするわけですよ。

先ほど言ったとおり、岩手の条例で、「知事は、前項の規定に基づき委員会から意見が述べられたときは、その意見を尊重して必要な措置を講ずる」ということで、あとは、我々委員会が調査した結果、意見を言うところで終わるわけですよ。

先ほどちょっと事務局の方で言った、要領の中で問題がありそうなときにどうするかということも直したいと、そういう形でやっていくことがいいかどうかということも少し疑問はあるけど、そういうことでやれないこともないのではないかと、正式に条例でいうところの罰則まで定めなくても、最低限権限規定があれば、ある程度やれるんでないかという風には思ってます。

少し問題はあると思っはいますけれど、でも、それでもやれないことはないんじゃないかなと。

ただ、権限規定がないってことは、そういうことができないんですよ、実際上。

【清水委員長】

権限規定というのは、例えばどういうものですか。

【佐々木委員】

今、簡単に言うと、委員会は、必要に応じて議事に関係を有する者の出席を求める、出てくくださいと、これは事務局だけではないわけですよ、例えば入札に関与した業者、その意見若しくは説明を聴く、それから、または必要な書類、何かの会議をとかいろいろなもの、その提出を求めることができる。

これが調査をする権限規定に当たる。

それを、最低限条例には、やっぱり設置してもらいたいなと。

それがないと、要領とか要綱でやるのはちょっとおかしいのではないかと、そこは、まずいんじゃないかと思っはいます。

【清水委員長】

罰則の方は別にしてですか。

【佐々木委員】

そうです。

それは、あった方がいいと思うけれど、それをやると結構大変だし、2月、3月の議会でやるのは、ちょっと困難じゃないかなと。

体系的にちょっとやらなきゃならないんで、難しいところはあるかもしれないが、思っはいます。

元々、そういう入札を取り消したりするっていうことも、本来要領とかなんかでやっていい

のかという議論はあるんですよ、あるけども、それは、今やっているんで、やむを得ないかなと思って、敢えてその件については、触れませんが。

【行政経営参事】

岩手県に「できる」という権限規定があるということですが、正確に言うと、私も権限規定という風には考えてございません。

と申しますのは、まず、地方自治法上の附属機関というものは、執行権を有しない機関でございますし、あくまでも、調査審議をする機関という位置付けでございますので、それによって、県民に権利義務を発生させられるものではないというのが、まず、大前提でございます。

その上で、岩手県は、そういった役割等を明確にするために、意見を徴することができるという規定を置いたんだろうと思いますし、それに伴って、県民に強制力が発生するという事ではないと思っております。

それで、先ほどの地方自治法14条の話が出ましたが、県民の方々に義務を課したり、権利を制限したりする場合は、条例によるものであるということで、じゃあ、闇雲にですね、いろんな権利を制限したり義務を発生させるには、条例さえつくればいいのかというと、その大前提がありまして、そもそもの事務がですね、県民の権利とか義務に関わる事務かどうかということが、まず、スタートラインとしてあるわけございまして、地方自治法の解釈上ですね、今回の事務がですね、公共工事の発注から入札・契約に至るまでの、いわゆる私法の関係、私事の関係、契約の關係の事務でございますので、そういった意味で、事務の一環の中で、権利義務を発生させるということは、難しいんじゃないかと思っております。

それから、法令に違反しない限り条例を制定することができるということで、そういった一種の経済行為の中で、違反があった、談合があったということで、独禁法という特別法もございまして、その中で公正取引委員会が犯則調査等を行って、課徴金を課したりする。

それから、刑法の方では、競争入札妨害罪等の処罰がある。

そういった役割が明確にされてますんで、その中で、なかなか自治体が、そういったところの調査、具体的調査権限を持てるのかということ、非常に、難しいのではないかと思っております。

そういう中で、先程来、繰り返して申し上げており、県としましては、談合情報等について調査審議するという、明確な役割をきちんと位置付けた上で、談合処理要領の中で、我々契約権者、入札執行権者として、ある程度裁量の中で、非常に疑わしいケースについては、入札を取り止める、契約を取り止めるというところに踏み出そうということを考えてございまして、我々としては、前進かなと思っておりますので、そういった点は、御考慮いただければありがたいと思っております。

【清水委員長】

具体的にこの委員会が、関係者を呼び出そうとした時に、召還に応じなかった場合には、どういう扱いになるのですか。

【行政経営参事】

強制力を持ってませんので、例えば、今後、議論はいただきたいと思っておりますが、調査に応じない場合、いろんな不誠実な行為があった場合、入札参加資格を何カ月か制限できるという条項もありますので、そういった適用も考えられるのかなと思っております。

お互い契約しようというところで、疑義があった場合に、調査をお願いしているのに応じないというのは、相手方として非常に不誠実な行為じゃないかという解釈もできますので、そういったところで、ある程度実効性を担保できないかといったところを、現在、検討してございます。

【清水委員長】

条例の方は、もう既に、条例案はできているわけですか。

議会には上がっているんですか。

【行政経営参事】

まだ、上がってません。

来週になってしまうので、議会に上程したら、即、FAX等でお送りします。

また、次回、条例案と併せて、先ほど申し上げたように、一步踏み出すところの談合情報の処理についての考え方、それから、当委員会の役割をどうしていくか、そこを議論していただ

ければありがたいなと思っております。

【清水委員長】

結果的に、有効な制度ができれば、それでよろしいかと思います。

それでは、あとほかに、どうでしょうか。

意見交換として議論したい点がありましたら出してください。

よろしゅうございますか。

【総務部総務予算主幹】

先ほど、抽出案件の新しいやり方についての御議論をいただいたんですが、実は、従前の監視委員会の中で、今年度の最後の1回分が、まだ、未処理のまま残っておりまして、その件について御議論いただければと思っておりますので、よろしく願います。

順番であれば、田崎委員にお願いいたしまして、抽出していただいくことになってございました。

先ほど御審議いただきました新しいやり方については、できれば、来年度からのやり方として採用していただくことで、今回、未処理になって残っている分につきましては、従前どおりのやり方で、チェックをしていただければと考えてございますが、いかがでございましょうか。

【清水委員長】

新しい委員の方もいらっしゃいますんで、1度やってみて、こんなものかというのを学習していただきたいと思えます。

田崎さん、まだ抽出はされてませんね。

【田崎委員】

まだです。

【清水委員長】

ちょっとこれはというものをですね、選んでいただいて。

同額の入札が並んでいるとか、いろんなケースがありますんで、ひとつよろしく願います。

今回は、そういうことで、ルーティンの会議も入れます。

【総務部総務予算主幹】

今回は、予定が来週でございまして、抽出からだいたい準備作業も含めて2週間はかかると思えますので、抽出案件につきましては、また、改めて、日程を設定させていただいて、お願いしたいと思います。

【清水委員長】

今年度、2回開くということですね。

【総務部総務予算主幹】

はい。

【清水委員長】

わかりました。

とりあえず、今回は決まっているんですね。

では、その他、ございませんか。

【総務部総務予算主幹】

そういうことでございますと、次回の第3回委員会の日程は、来週また同じ金曜日ということで、お願いしてございますが、改めてお願いする日程につきましては、皆さん方の日程調整をお願いできればと思えます。

その関係で、皆様方のお手元に日程の確認表を差し上げておりますので、あとで御記入をいただいた上で、来週、2月14日水曜日頃までに、私ども事務局の方に提出をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

【清水委員長】

以上ですね。

委員の方からもう何もありませんか。

なければ、委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

【総務部総務予算主幹】

本日も御議論いただきまして、ありがとうございます。

以上を持ちまして、第2回入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。